

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第9号

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和49年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第24条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>(5)～(19) 略</p>	<p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第24条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p><u>(20) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</u></p> <p><u>ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</u></p> <p><u>イ 風景の維持のために行われる措置の内容</u></p>

改正前	改正後
(20) 略	<u>ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</u> <u>エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨</u> (21) 略

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号から様式第5号までの規定中「罫」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。